

電離放射線障害の業務上外に関する検討会（非公開）について

- 「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」(座長:東京医療保健大学 教授 明石真言)では、東京電力福島第一原子力発電所における事故後の作業従事者の3名から、それぞれ白血病(2件)及び肺がん(1件)を発症したとして労災請求がなされたことを受け、当該疾病が業務によるものかどうか、検討を行った。

(参考1) 白血病の認定基準

(昭和51年11月8日付け基発第810号「電離放射線障害に係る疾病の業務上外の認定基準について」)

- ①被ばく線量 : 5mSv×従事年数以上
- ②潜伏期間 : 被ばく開始後1年を超えた後に発症
- ③対象疾病 : 骨髄性白血病又はリンパ性白血病

(参考2) 平成27年1月検討会報告書「肺がんと放射線被ばくに関する医学的知見について」を踏まえた肺がんと放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方

- ①被ばく線量が100mSv以上であること
- ②放射線被ばくからがん発症までの期間が5年以上あること
- ③リスクファクターとして、放射線被ばく以外の要因(喫煙、石綿へのばく露等)についても考慮する必要がある

検討会の検討結果について

- 東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者3名にそれぞれに発症した白血病(2件)及び肺がん(1件)について、業務上との結論。
(令和6年3月19日開催)

労災認定された事案について①

- 労働者は50歳代に白血病を発症した男性。
- 勤務期間のうち約1か月、放射線業務に従事。
(東電福島第一原発事故後は、同原発構内での作業にも従事)
- 総被ばく線量 約7.3mSv
[うち事故後の東電福島第一原発での作業:約7.2mSv]
- 東電福島第一原発において、発電所保守管理業務等に従事し、東電福島第一原発事故後は主に同原発における発電所の被災状況の調査や発電所復旧工事の現場監理等の業務に従事した。
- 事故後の東電福島第一原発での業務では防護服・全面マスク等を着用。

労災認定された事案について②

- 労働者は40歳代に白血病を発症した男性。
- 平成10年4月～令和5年3月のうち約5年、放射線業務に従事。
(東電福島第一原発事故後は、同原発構内での作業にも従事)
- 総被ばく線量 約26.2mSv
[うち事故後の東電福島第一原発での作業:約19mSv]
- 東電福島第一原発等において、原子力発電所の運転操作業務等に従事し、東電福島第一原発事故後は、同原発の設備の運転操作等の業務に従事した。
- 事故後の東電福島第一原発での業務では防護服・全面マスク等を着用。

労災認定された事案について③

- 労働者は60歳代に肺がんを発症した男性。
- 昭和60年4月～令和3年6月のうち約21年、放射線業務に従事。
(東電福島第一原発事故後は、同原発構内での作業にも従事)
- 総被ばく線量 約104.8mSv
[うち事故後の東電福島第一原発での作業:約97.1mSv]
- 東電福島第一原発等において、原子力発電所の各種設備の製造、修理及び工事監理等に従事し、東電福島第一原発事故後は、同原発において原子炉建屋に空気を送り込むコンプレッサー等への燃料補充等の業務に従事した。
- 事故後の東電福島第一原発での業務では防護服・全面マスク等を着用。

東京電力福島第一原発における事故後の作業従事者の労災認定状況

- これまでに労災認定された東電福島第一原発における事故後の作業従事者に発症した疾病は、白血病5件、真性赤血球増加症1件、咽頭がん2件、甲状腺がん2件、肺がん1件。

緊急作業従事者への労災補償制度の周知について

- 緊急作業従事者(約2万人)に対し、平成24年度から電離放射線被ばくによる疾病の労災補償に関するリーフレットを11回、直接送付している。

※以上については、緊急作業従事者を含む東電福島第一原発における事故後の作業従事者に労災認定要件を満たせば労災補償が受けられること等を周知する観点から、請求人の同意を得て公表するもの。